

川口市道路河川占用料条例（昭和33年4月1日条例第11号）

最終改正:令和5年12月25日条例第38号

改正内容:令和5年12月25日条例第38号 [令和6年4月1日]

○川口市道路河川占用料条例

昭和33年4月1日条例第11号

改正

昭和37年4月1日条例第33号
 昭和44年12月26日条例第51号
 昭和45年12月26日条例第58号
 昭和45年12月26日条例第59号
 昭和47年4月1日条例第25号
 昭和50年6月30日条例第35号
 昭和56年3月27日条例第20号
 昭和59年3月30日条例第39号
 昭和63年3月28日条例第19号
 平成元年3月23日条例第39号
 平成元年12月26日条例第59号
 平成9年3月31日条例第33号
 平成14年9月27日条例第51号
 平成19年6月29日条例第40号
 平成23年9月26日条例第120号
 平成24年3月27日条例第27号
 平成26年3月20日条例第51号
 平成28年3月24日条例第31号
 平成31年3月18日条例第43号
 令和5年12月25日条例第38号

川口市道路河川占用料条例

（趣旨）

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第1項、河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項において準用する同法第32条第1項及び川口市法定外公共物管理条例（平成28年条例第34号。以下「条例」という。）第7条の規定による占用料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（占用料の納付）

第2条 法第32条第1項若しくは第3項の許可若しくは法第35条に規定する同意又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の許可若しくは電線共同溝整備法第21条に規定する協議の成立により道路を占有する者は、市に占用料を納付しなければならない。

2 河川法第100条第1項において準用する同法第24条の許可により河川区域内の土地を占有する者は、市に占用料を納付しなければならない。

3 条例第4条第1項の許可により同項第1号の占有をする者は、市に占用料を納付しなければならない。

（占用料の額）

第3条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、若しくは法第35条の規定により同意した占有の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）、河川法第100条第1項において準用する同法第24条の規定により許可をした占有の期間又は条例第4条第1項の規定により許可をした占有の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 前項の場合において、別表において占用料の額が年額で定められている同表の占有の種類に定めるものに係る占有の期間が1年未満であるとき又は占有の期間に1年未満の端数があるときのこれらの期間に係る占用料の額は、同表に定める占用料の額を月割にした額とする。

3 前項の場合において、1年未満の期間又は1年未満の端数の期間に1月未満の端数があるときの当該端数の期間に係る占用料の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 当該端数の期間が1日以上15日以下であるとき 別表において年額で定められている占用料を月割にした額の2分の1に相当する額

(2) 当該端数の期間が15日を超えるとき 別表において年額で定められている占用料を月割にした額

4 前項の規定は、別表において占用料の額が月額で定められているものに係る占有の期間が1月未満であるとき又は占有の期間に1月未満の端数があるときの占用料の額について準用する。この場合において、同項中「年額」とあるのは「月額」と、「占用料を月割にした額」とあるのは「占用料の額」と読み替えるものとする。

5 占用料の額の算定につき第1項から前項までの規定によることができないものについては、その工作物、物件又は施設が類似するものについて定められた額の範囲内において、その都度市長が定める。

6 占用料の総額が100円未満のときは、これを100円に切り上げるものとする。
(占用料の減免)

第4条 市長は、次に掲げるものに係る占用について、占用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの
 - (2) 道路(法第2条第1項に規定する道路をいう。以下同じ。)にあっては、法第39条第2項ただし書に該当する事業に係るもの
 - (3) 道路及び法定外公共物(条例第2条に規定する法定外公共物をいう。以下同じ。)にあっては、沿道の土地から道路に出入りするのために必要な路端又は法敷に設ける通路
 - (4) 準用河川(河川法第100条第1項に規定する準用河川をいう。以下同じ。)及び法定外公共物にあっては、住居等に出入りするのために設置する橋に係るもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が公益上又は特別の理由により必要があると認めるもの
- (占用料の徴収方法)

第5条 占用料は、占用の期間に係る分を、占用の許可をした日から1月以内の日で市長が指定する日(以下「納期限」という。)まで一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が1年以上で、かつ、当該占用の許可をした年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。)の翌年度以降にわたる場合においては、当該翌年度以降の占用に係る分の占用料は、毎年度、当該年度分を当該年度に属する6月30日までに徴収するものとする。

2 市長は、同一の者に対し1の年度中に繰り返し占用の許可をする等特別の事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長が別に定める方法により、徴収することができる。

(占用料の還付)

第6条 既納の占用料は、還付しない。ただし、道路にあっては法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消したとき、準用河川にあっては河川法施行令(昭和40年政令第14号)第18条第2項第2号の規定により占用の期間又は占用料の額の算出根拠となった事項に変更があるときは、この限りでない。

(延滞金)

第7条 占用料を納期限までに納付しない者がある場合において、法第73条第1項、河川法第100条第1項において準用する同法第74条第1項又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項の規定による督促をしたときは、延滞金を徴収する。

2 前項の規定による延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ滞納額に年14.5パーセントの割合を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)(準用河川にあっては、河川法第100条第1項において準用する同法第74条第5項の規定により計算した額)とする。

3 前項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、前項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合は、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合)とする。

4 市長は、占用料を納付する義務を負う者が納期限までに占用料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前2項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。但し、この条例施行の際、既に許可を受けている占用で料金前納のものについては期間満了迄従前の例による。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

2 鳩ヶ谷市の編入の日(次項において「編入日」という。)前に、編入前の鳩ヶ谷市の市長から法第73条第1項の規定による督促がなされている場合は、編入前の鳩ヶ谷市道路占用料条例(昭和42年鳩ヶ谷市条例第14号。次項において「編入前の鳩ヶ谷市条例」という。)第6条の2の規定の例により、督促手数料を徴収する。

3 前項に規定するもののほか、編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(昭和37年4月1日条例第33号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際現に占用許可をうけて占用料を納付したものについては、期間満了まで従前の例による。

附 則(昭和44年12月26日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。

附 則(昭和45年12月26日条例第58号)

この条例は、昭和46年1月1日から施行する。

附 則(昭和45年12月26日条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年4月1日条例第25号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際現に占用許可を受けて占用料を納付したものについては、期間満了まで従前の例による。

附 則(昭和50年6月30日条例第35号)

1 この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

2 この条例施行の日の前日までに、占用の許可を受け占用料を納付したものの当該納付に係る期間の占用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年3月27日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の日の前日までに、占用の許可を受けて占用料を納付したものの当該納付に係る期間の占用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年3月30日条例第39号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の日の前日までに、占用の許可を受けて占用料を納付したものの当該納付に係る期間の占用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年3月28日条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、占用の許可を受けて占用料を納付したものの当該納付に係る期間の占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月23日条例第39号）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、占用の許可を受けて占用料を納付したものの当該納付に係る期間の占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年12月26日条例第59号）

（施行期日）

1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

（適用）

2 この条例による改正後の川口市道路占用料条例の規定は、平成2年4月1日以後に行う督促から適用する。

附 則（平成9年3月31日条例第33号）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、占用の許可を受けて占用料を納付したものの当該納付に係る期間の占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月27日条例第51号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月26日条例第120号）

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第51号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の川口市道路占用料条例別表備考の規定は、この条例の施行の日以後に行う占用の許可等に係る占用料について適用し、同日前に行った占用の許可等に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月24日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、題名の改正規定、第1条の改正規定、第2条に2項を加える改正規定、第3条第1項の改正規定（「又は法第35条」を「若しくは法第35条」に、「同法」を「電線共同溝整備法」に改める改正規定を除く。）並びに第4条及び第6条から第8条までの改正規定は、平成28年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項の許可若しくは同法第35条に規定する同意又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の許可若しくは電線共同溝整備法第21条に規定する協議の成立により道路を占用する者で当該許可等に係る占用の期間の初日がこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前であるもの（当該許可等に係る占用の期間が1年以上のものに限る。）及び施行日の前日において当該許可等に係る占用の期間（以下この項において「前占用期間」という。）が終了し、当該許可等に係る道路について施行日に引

引き続き同様の許可等を受ける者(前占用期間と施行日に引き続き許可等を受けた期間の合計が1年以上のものに限る。)の当該占用に係る平成28年度以降の占用料の額は、この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の川口市道路占用料条例の規定により算定した占用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額に1.2を乗じて得た額を超える場合にあっては当該額と、当該各号に定める額に0.8を乗じて得た額を下回ることとなる場合にあっては当該額とする。

- (1) 平成28年度 当該占用に係る道路についてこの条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正前の川口市道路占用料条例の規定により算定した1年当たりの占用料の額
 - (2) 平成29年度以降の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定の適用により納付すべきものとされた占用料の額
- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に河川法(昭和39年法律第167号)第100条第1項において準用する同法第24条の許可により河川区域内の土地を占有する者で当該許可に係る占有の期間の初日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前であるもの及び施行日の前日において当該許可に係る占有の期間(以下この項において「前占用期間」という。)が終了し、当該許可に係る河川区域内の土地について施行日に引き続き同様の許可を受ける者の当該占用に係る平成28年度以降の占用料の額は、附則第1項ただし書に規定する改正規定による改正後の川口市道路河川占用料条例(次項において「新条例」という。)の規定により算定した占用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額に1.2を乗じて得た額を超える場合にあっては当該額と、当該各号に定める額に0.8を乗じて得た額を下回ることとなる場合にあっては当該額とする。
- (1) 平成28年度 当該占用に係る河川区域内の土地についてこの条例による改正前の川口市道路占用料条例(次項において「旧条例」という。)の規定により算定したとしたならば納付すべきこととなる1年当たりの占用料の額
 - (2) 平成29年度以降の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定の適用により納付すべきものとされた占用料の額
- 4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に法定外公共物の敷地を使用する者で市長が認めるものの当該法定外公共物の敷地の占有に係る平成28年度以降の占用料の額は、新条例の規定により算定した占用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額に1.2を乗じて得た額を超える場合にあっては当該額と、当該各号に定める額に0.8を乗じて得た額を下回ることとなる場合にあっては当該額とする。
- (1) 平成28年度 当該占用に係る法定外公共物の敷地について旧条例の規定により算定したとしたならば納付すべきこととなる1年当たりの占用料の額
 - (2) 平成29年度以降の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定の適用により納付すべきものとされた占用料の額
- 附 則(平成31年3月18日条例第43号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例による改正後の川口市道路河川占用料条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占有に係る占用料について適用し、施行日前の占有に係る占用料については、なお従前の例による。
 - 3 前項の規定にかかわらず、占有の許可等の期間の初日が施行日前であり、かつ、当該期間の末日が施行日以後である占有(新条例別表単位の欄に定める期間が1日である占有の種類を除く。)の許可等の期間のうち施行日以後の期間に係る占用料については、なお従前の例による。
 - 4 平成31年4月1日から施行日の前日までの間に施行日以後の占有の許可等を受けた者から当該占用に係る占用料を徴収する場合においては、この条例による改正前の川口市道路河川占用料条例の規定にかかわらず、新条例の規定の例により占用料を徴収するものとする。
附 則(令和5年12月25日条例第38号)

(施行期日)

 - 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(占用料に関する経過措置)
 - 2 令和6年度に限り、既占用工作物等(道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項第5号に掲げる施設のうち地下街及び地下室、道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場を除く。)についてのこの条例による改正後の川口市道路河川占用料条例(以下「新条例」という。)別表占用料の欄に定める金額は、当該既占用工作物等の種類に応じ、同欄に定める金額が、この条例による改正前の川口市道路河川占用料条例別表占用料の欄に定める金額に1.2を乗じて得た額を超えるときは、当該額(当該額が100円未満である場合に1円未満の端数があるとき、及び当該額が100円以上である場合に10円未満の端数があるときは、これらを切り捨てる。)とする。
 - 3 令和6年度に限り、既占用工作物等(道路法施行令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場に限る。)についてのこの新条例別表占用料の欄の規定の適用については、同欄中「0.007」とあるのは、「0.0072」とする。
 - 4 前2項に既定する既占用工作物等とは、次に掲げる占有に係る工作物、物件又は施設をいう。
 - (1) この条例の施行の際現に道路法第32条第1項若しくは第3項の許可若しくは同法第35条に規定する同意若しくは電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の許可若しくは同法第21条に規定する協議の成立、河川法(昭和39年法律第167号)第100条第1項において準用する同法第24条の許可又は川口市法定外公共物管理条例(平成28年条例第34号)第4条第1項の許可(以下これらを「許可等」という。)によりしている道路、河川区域内の土地及び法定外公共物の敷地(以下「道路等」という。)の占有で当該許可等に係る占有の期間の初日がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前であるもの(当該許可等に係る占有の期間が1年以上のものに限る。)
 - (2) 施行日の前日を許可等に係る占有の期間の末日とする許可等(以下「前許可等」という。)に引き続き施行日を許可等に係る占有の期間の初日とする同様の許可等による道路等の占有(当該許可等に係る占有の期間及び前許可等に係る占有の期間の合計が1年以上となるものに限る。)
 (延滞金に関する経過措置)
 - 5 新条例第7条第3項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

占用の種類		単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	2,700	
	第2種電柱		4,100	
	第3種電柱		5,600	
	第1種電話柱		2,400	
	第2種電話柱		3,900	
	第3種電話柱		5,300	
	その他の柱類		240	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	24	
	地下に設ける電線その他の線類		14	
	地上に設ける変圧器	1個につき1年	2,400	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	4,800	
	郵便差出箱		2,000	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	10,200	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	4,800	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	100	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		140	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		220	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		290	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		430	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		580	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,000	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,400	
	外径が1メートル以上のもの		2,900	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	4,800	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		5,100	
	地下に設ける通路		3,100	
その他のもの		4,800		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	100	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	1,000	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1,000
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	10,200
	標識	1本につき1年	3,900	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	100
		その他のもの	1本につき1月	1,000
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であ	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	100

	るものを除く。)	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	1,000
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	10,200
		その他のもの		5,100
令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備			占用面積1平方メートルにつき1年	4,800
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	1,000
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				480
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.007を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.007を乗じて得た額

備考

- 金額の単位は、円とする。
- 占用期間が1月未満の場合における占用料の額は、この表により算定した金額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 電柱及び電話柱の支柱、支線は、それぞれ1本とする。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- Aは、近傍類似の土地の時価を表わすものとする。
- 表示面積、占用面積若しくは占用物件(工作物及び物件をいう。)の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。